



2023年2月9日

各 位

会 社 名 株式会社TBSホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 佐々木 卓  
(コード：9401 東証プライム)  
問合せ先 総務局コーポレート業務推進部長  
石井 明夫  
(TEL03-3746-1111)

## 子会社従業員に対するインセンティブ・プランの導入に関するお知らせ

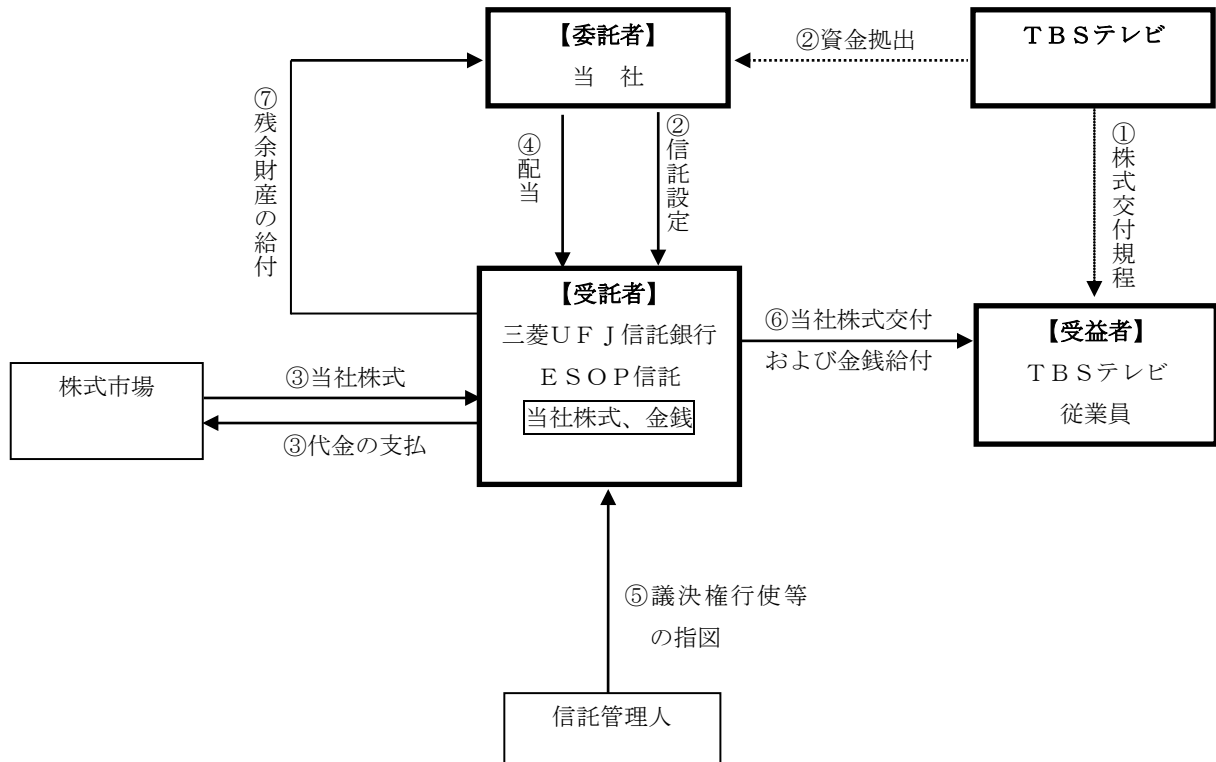
当社は、本日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社TBSテレビ(以下「TBSテレビ」といいます。)の福利厚生の充実および中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. ESOP信託導入の目的

- (1) 当社は、TBSテレビの従業員の一部(以下「TBSテレビ従業員」といいます。)を対象に福利厚生を充実し、これまで以上に当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として本制度を導入いたします。
- (2) 本制度を導入するにあたり、株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下「ESOP信託」といいます。)と称される仕組みを採用します。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員に対するインセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)をTBSテレビ従業員の資格等級等に応じてTBSテレビ従業員に交付および給付(以下「交付等」といいます。)するものです。
- (3) 本制度の導入により、TBSテレビ従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識したTBSテレビ従業員の業務遂行を促すとともに、TBSテレビ従業員の勤務意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補であるTBSテレビ従業員の意志が反映される仕組みであり、TBSテレビ従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

## 2. E S O P信託の仕組み



- ①TBSテレビは、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ②当社は、TBSテレビから拠出された金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足するTBSテレビ従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ③ESOP信託は上記②の当社から信託された金銭をもって、信託期間内に受益者に交付等を行うと見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。
- ④ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥当社はTBSテレビの株式交付規程に従い、一定の要件を満たすTBSテレビ従業員に対して、当社株式等が交付等されます（例外的に、交付予定の当社株式すべてを換価し、受益者に金銭で給付することもあります）。
- ⑦ESOP信託の清算時に、受益者に当社株式等の交付等が行われた後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
②信託の目的	TBSテレビ従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	TBSテレビ従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2023年2月20日 (予定)
⑧信託の期間	2023年2月20日～2033年5月31日 (予定)
⑨制度開始日	2023年4月1日 (予定)
⑩議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の総額	5,870,000,000円
⑬株式の取得日	2023年2月24日～2023年8月31日 (予定) (上記のうち、3月24日～3月31日および6月23日～6月30日の期間を除きます。)
⑭株式の取得方法	株式市場より取得

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上